

新型コロナウイルス感染症に対する、いわゆる課外活動における対応について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月22日）

【回答】（回答日：2020年7月29日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

質問数が多いため、便宜上各質問の下に回答を記載します。

表題の件に関連して、京都大学としての具体的な運用方針について以下の通り質問します。

1. 令和2年3月31日付「課外活動の自粛および施設利用の一時停止について」、令和2年6月25日付「課外活動自粛要請の継続について」、令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」、令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」における「課外活動」の定義をお示してください。各文書間で定義が異なる場合はそれぞれについて示してください。

【回答】課外活動とは、正課以外の活動のことです。

2. 令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」の後段は、令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」の効力を全面的に停止するものではなく、これによる活動の許可をいっさい与えないこととすることを表明したと考えてよいでしょうか。

【回答】当該マニュアルは、課外活動の実施にあたって順守いただくものになります。

3. 令和2年3月31日付「課外活動の自粛および施設利用の一時停止について」、および令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」において、「公認、非公認を問わず学内外でのすべての課外活動を」「自粛(3/31付)」「停止(7/21付)」することを求めています。が、「非公認」とはどのようなものを指すのでしょうか。

【回答】本学が公認していない課外活動団体のことです。

4. 非公認である団体について、令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」が効力を持つ場合、これによって京都大学が当該団体の活動を停止させることは可能でしょうか。

【回答】2. でお答えしたとおりです。

5. 令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」が効力を持つ場合、主に京都大学に所属しない者によって構成される団体で、京

都大学の学生が1名以上含まれるものについて、京都大学が当該団体の活動を停止させることは可能でしょうか。

【回答】2. でお答えしたとおりです。

6. 令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」によって団体の活動を停止させることが予定されている団体は、京都大学に対し当該活動停止に関して事前に疎明を行う機会を与えられますか。与えられる場合、これに出席する者は京都大学の学生である必要がありますか。

【回答】団体の活動の停止を命じる場合の疎明の機会の手続きは定めておりませんが、事実関係が不明確な場合等の状況によっては、事前に聞き取り調査等を行うことが考えられます。

7. 京都大学がその活動を停止させた団体について、当該団体が引き続き活動を実施している場合、当該団体に所属する京都大学の学生に対して何らかの措置を京都大学がとることは可能ですか。可能である場合、どのような措置がとられ得ますか。また、これは京都大学が活動を停止させた後の対面での活動に当該団体構成員のうち京都大学の学生が参加していなかった場合でも同様ですか。

【回答】ご質問の場合の措置については、一概にはお答えできません。

8. 令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」が効力を持つより前、令和2年7月9日以前に課外活動を行ったことによって団体の活動が停止されることはありますか。ある場合、根拠となる規定を示してください。

【回答】今後課外活動の停止を解除した場合において、令和2年7月9日以前に課外活動を行ったという事情のみによって団体の活動を停止することはありません。

9. 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて(第2版)」におけるレベル(以下、単に「レベル」とする。)は、現在もレベル2(-)ですか。ただし、回答までにレベルの変更があった場合は、質問時(このメールを受信した時点)と回答時両方のレベルを示してください。

【回答】当該レベルについては、本学ホームページで確認してください。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/>

10. 令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」における「すべての課外活動を停止」は、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて(第2版)」にいう「すべての課外活動を停止」(レベル4および5に対応)と同じ意味ですか。

【回答】令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」においては、

「すべての課外活動の停止」を要請したものとなります。

11. レベル2(-)、2 および3 に対して定められている「課外活動を自粛」と、レベル4 および5 に対して定められている「課外活動を停止」の違いについてお答えください。10. において異なる意味であるとした場合は、令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」における「課外活動を停止」との違いについてもお答えください。

【回答】「課外活動を自粛」については、原則として学生の判断に任せているところですが、「課外活動を停止」については、本学が停止を命じるものになります。

12. レベルがレベル2(-)から1や2などに変更された場合、令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」は自動的に効力を失い、必要に応じて別の規定が定められるという認識は正しいでしょうか。

【回答】当該マニュアルを改訂することが考えられます。

13. 令和2年3月31日付「課外活動の自粛および施設利用の一時停止について」では、馬場の課外活動における使用を停止していますが、馬の最低限の世話に関しては使用停止の除外の対象となっています。これと同様に、今回の課外活動の停止においても、課外活動の停止や自粛が解除された後の活動の維持のために最低限必要な行為を行うことは認められますか。

【回答】令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」により、学内外でのすべての課外活動を停止するよう通知しているところです。ただし、やむを得ず「最低限必要な行為」を行わなければならない場合があるのであれば、課外活動掛にご相談ください。

14. 京都大学立看板規程第3条、および令和2年4月8日付「新入生の勧誘を目的とする立て看板の設置期間の取扱いについて」にいう「本学の学生団体」と、令和2年7月9日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第1版)」に違反した際に京都大学が「団体の活動を停止」をすることができる団体は、一致するあるいは一方がもう一方に含まれる関係にありますか。

【回答】一致します。

15. 令和2年4月8日付「新入生の勧誘を目的とする立て看板の設置期間の取扱いについて」に定める「学生担当理事が課外活動の自粛要請を解除した日」について、令和2年7月20日時点でいまだ「自粛要請の解除」はなされていないという認識で正しいでしょうか。

【回答】その認識で結構です。

16. 令和2年4月8日付「新入生の勧誘を目的とする立て看板の設置期間の取扱いについて」について、「課外活動の自粛要請を解除」に令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」における「課外活動を停止」はあたりますでしょうか。

【回答】あたりません。

17. 令和2年4月8日付「新入生の勧誘を目的とする立て看板の設置期間の取扱いについて」について、「新入生の勧誘を目的とする立て看板」の製作・設置・学生による撤去は停止するあるいは自粛すべき新入生勧誘活動にあたりますでしょうか。新型コロナウイルスの感染防止を目的として製作・設置・撤去をすべて「本学の学生団体」の構成員のうち1名のみで行った場合も同様ですか。

【回答】これらの行為については、十分な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じることができなければ、行わないでください。

18. 令和2年7月21日付「課外活動および施設使用の停止について」と同等の、新型コロナウイルスの感染者の発生により課外活動を停止する措置をとることが今後もあると考えられます。同等の措置をとる基準および解除する基準についてお答えください。

【回答】当該基準については一概にお答えできません。

19. 令和2年3月27日付「新型コロナウイルスに対する本学の方針について（第7版）」によれば、京都大学に所属する学生が新型コロナウイルスに感染した場合、所属部局に必ず連絡を行うこととなっています。感染者が所属部局に連絡を行った場合で、感染の原因が新型コロナウイルス感染防止対策として京都大学が示している各方針に従った対策を十分に行っていなかったためであることが強く推察される場合、当該感染者たる学生は京都大学通則第32条に基づく懲戒処分の対象となり得ますか。

【回答】一概にお答えできません。